

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	公益上必要な建築物の特例許可	
根拠法令・条項	堺市南部大阪都市計画竹城台2丁北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	<p>許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないので、基準の設定が困難であり、条例の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	